

別記

第1号様式（第14条関係）

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛 先) 京 都 府 知 事	令和3年7月28日
京都府舞鶴市字平1000番地	林ベニヤ産業株式会社舞鶴工場 取締役工場長 藤原仁司

環境マネジメントシステムの名称	KES（ステップ1）
適用範囲	林ベニヤ産業株式会社舞鶴工場
導入年月日	平成24年3月1日
認証番号	KES1-1223
基本方針	林ベニヤ産業株式会社舞鶴工場は合板製造にかかわるすべての活動について、環境への影響を低減するために、環境マネジメント活動を推進して地球環境との調和を目指します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標（以下「目標」という。）	・省エネ化・・・電力使用量原単位前年比維持 ・水道使用量前年比5%削減 ・啓蒙活動・・・工場周辺の清掃を年12回実施。海岸清掃年1回実施。
目標を達成するための取組の内容	・省エネ化・・・機械設備のインバーター化、省エネタイプへ設備更新。 ・節電：動力空運転停止。こまめな消灯。 ・節水：ボイラー冷却水の循環利用。 ・啓蒙活動・・・工場周辺の清掃を年12回実施。海岸清掃年1回実施。
目標を達成するための取組の進捗状況	工場周辺草刈：月1回実施。6月を法令順守強化月間と名付け排水路、分離槽など清掃点検実施。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	機械設備は計画通りに進めており成果も出ている。電気使用量については大型機械のインバーターかもすべて完了し、限界に近いところまで来ている。
事業活動に係る法令の遵守の状況	6月17日を法令順守日と定め、強化月間を指定し、産業廃棄物の処理に関心を持ち社員全員で取り組める体制になり、法令順守に努めている。産業廃棄物の保管に関しては分別表示と責任者名の看板を表示。法令順守については問題なし。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しについては原則1年に1回実行する。令和3年2月18日に更新審査完了。特に見直しは無く令和3年度についても同じ内容で運用予定。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。